

木曾岬町 法適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
◎総務政策課					
1	職員団体等の規約の認証	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律	第5条		
2	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項		
3	地縁による団体の認可	地方自治法	第260条の2第1項		
4	告示事項に関する証明書の交付	地方自治法	第260条の2第12項		
5	地縁による団体の規約の変更の認可	地方自治法	第260条の3第2項		
6	地縁による団体の解散後の財産の処分の認可	地方自治法	第260条の31第2項		
7	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付	地方自治法施行令	第91条第2項		
8	事務の監査の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	地方自治法施行令	第99条		
9	議会の解散の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	地方自治法施行令	第100条		
10	施設の使用に要する費用の承認	地方自治法施行令	第107条第3項		
11	議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	地方自治法施行令	第110条		
12	施設の使用に要する費用の承認(第107条第3項の準用)	地方自治法施行令	第113条		
13	長の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	地方自治法施行令	第116条		
14	施設の使用に要する費用の承認(第107条第3項の準用)	地方自治法施行令	第116条の2		
15	施設の使用に要する費用の承認(第116条の2・第107条第3項の準用)	地方自治法施行令	第120条		
16	副知事等の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	地方自治法施行令	第121条		
17	合併協議会設置請求代表者証明書の交付	市町村の合併の特例に関する法律施行令	第1条第2項		
18	投票実施請求代表者証明書の交付	市町村の合併の特例に関する法律施行令	第13条第2項		
19	同一請求代表者証明書の交付	市町村の合併の特例に関する法律施行令	第27条第4項		
20	地域来訪者等利便増進活動計画の認定及び変更認定	地域再生法	第17条の7第8項及び第13項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
21	地域再生推進法人の指定	地域再生法	第19条第1項		
22	職員団体の登録	地方公務員法	第53条第5項		
23	障害物の伐除のための許可	土地収用法	第14条第1項		
24	山林原野等の伐除の許可	土地収用法	第14条第3項		
25	非常災害の際の土地の使用に係る許可	土地収用法	第122条第1項		
26	非常災害の際の土地の使用に係る許可(第122条第1項の準用)	土地収用法	第138条第1項		
27	障害物の伐除の許可	都市計画法	第26条第1項及び第3項		
28	田園住居地域内の農地の区域内の土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は土石その他の政令で定める物件の堆積を行う許可	都市計画法	第52条第1項		
29	都市計画協力団体の指定	都市計画法	第75条の5第1項		
30	障害物の伐除の許可	都市再開発法	第61条第1項及び第3項		
31	施行地区内の権利の処分の承認	都市再開発法	第70条第2項		
32	建築計画変更の承認	都市再開発法	第99条の7		
33	債務の弁済に関する計画の承認	都市再開発法	第117条第3項		
34	施行地区内の土地等の処分の承認	都市再開発法	第118条の3第1項		
35	譲受け希望の申出等の撤回の同意	都市再開発法	第118条の5第1項		
36	測量又は調査のための土地の立入り等の認可	土地区画整理法	第72条第1項		
37	障害物の伐除の認可	土地区画整理法	第72条第6項		
38	建築物等の移転又は除去の認可	土地区画整理法	第77条第7項		
39	移転、除去の際の建築物等の使用許可	土地区画整理法	第77条第8項		
40	換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地の指定等	土地区画整理法	第85条の2第5項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
41	換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地の指定等	土地区画整理法	第85条の3第4項		
42	換地又は共有持分を与える土地を高度利用推進区内に定められるべき宅地の指定等	土地区画整理法	第85条の4第5項		
43	管理協定の締結の認可	都市緑地法	第24条第5項		
44	緑化率適用除外の許可①	都市緑地法	第35条第2項第1号		
45	緑化率適用除外の許可②	都市緑地法	第35条第2項第2号		
46	緑化率適用除外の許可③	都市緑地法	第35条第2項第3号		
47	第35条第2項第1号の準用による緑化率適用除外の許可	都市緑地法	第36条		
48	第35条第2項第2号の準用による緑化率適用除外の許可	都市緑地法	第36条		
49	第35条第2項第3号の準用による緑化率適用除外の許可	都市緑地法	第36条		
50	緑化施設工事の認定	都市緑地法	第43条第1項		
51	緑地協定の認可	都市緑地法	第47条第1項		
52	緑地協定の変更の認可	都市緑地法	第48条第1項		
53	緑地協定の廃止の認可	都市緑地法	第52条第1項		
54	1人緑地協定の認可	都市緑地法	第54条第2項		
55	市民緑地設置管理計画の認定	都市緑地法	第61条第1項		
56	市民緑地設置管理計画の変更の認定	都市緑地法	第62条第1項		
57	推進法人の指定	都市緑地法	第69条第1項		
58	生産緑地地区内の行為の制限に対する許可	生産緑地法	第8条第1項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条例根拠
59	都市再生歩行者経路協定の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。)	都市再生特別措置法	第45条の2第4項		
60	都市再生歩行者経路協定の変更認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。)	都市再生特別措置法	第45条の5第1項		
61	都市再生歩行者経路協定の廃止の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。)	都市再生特別措置法	第45条の9第1項		
62	一の所有者による都市再生歩行者経路協定の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。)	都市再生特別措置法	第45条の11第1項		
63	都市利便増進協定の認定	都市再生特別措置法	第74条第1項		
64	都市利便増進協定の変更認定	都市再生特別措置法	第76条第1項		
65	低未利用土地利用促進協定の認可	都市再生特別措置法	第80条の3第4項		
66	低未利用土地利用促進協定の変更認可	都市再生特別措置法	第80条の5		

木曾岬町 法適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
67	宅地造成工事規制区域の指定に係る測量又は調査のための土地の試掘等の許可(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成等規制法第5条第1項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		
68	宅地造成に関する工事の許可(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成等規制法第8条第1項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		
69	工事計画の変更の許可(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成等規制法第12条第1項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		
70	造成宅地防災区域の指定に係る測量又は調査のための土地の試掘等の許可(宅地造成等規制法第5条第1項の準用)(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成等規制法第20条第3項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		
71	工事完了の検査及び検査済証の交付(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成等規制法第13条の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		
72	開発行為の許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第29条第1項の適用)	都市再生特別措置法	第93条第1項		
73	開発行為の変更許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第35条の2第1項の適用)	都市再生特別措置法	第93条第1項		
74	工事完了の検査(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第36条第2項の適用)	都市再生特別措置法	第93条第1項		
75	開発許可を受けた開発区域内の土地における公告前の建築物の建築等の特例承認(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第37条ただし書の適用)	都市再生特別措置法	第93条第1項		
76	建築物の建蔽率等の指定の特例許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第41条第2項ただし書の適用)	都市再生特別措置法	第93条第1項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
77	開発許可を受けた土地における建築等の特例許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第42条第1項ただし書の適用)	都市再生特別措置法	第93条第1項		
78	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第43条第1項の適用)	都市再生特別措置法	第93条第1項		
79	開発許可に基づく地位の承継の承認(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第45条の適用)	都市再生特別措置法	第93条第1項		
80	跡地等管理等協定の締結の認可及び変更認可	都市再生特別措置法	第111条第4項(第113条において準用する場合を含む。)		
81	都市再生推進法人の指定	都市再生特別措置法	第118条第1項		
82	中心市街地共同住宅供給事業の計画の認定	中心市街地の活性化に関する法律	第22条第1項		
83	認定計画の変更認定	中心市街地の活性化に関する法律	第25条第1項		
84	地位の承継の承認	中心市街地の活性化に関する法律	第27条		
85	中心市街地整備推進機構の指定	中心市街地の活性化に関する法律	第61条第1項		
86	景観地区内の建築物計画の認定	景観法	第63条第1項		
87	仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和存続の許可	景観法	第77条第3項		
88	集約都市開発事業計画の認定	都市の低炭素化の促進に関する法律	第9条第1項		
89	集約都市開発事業計画の変更の認定	都市の低炭素化の促進に関する法律	第11条第1項		
90	地位の承継の承認	都市の低炭素化の促進に関する法律	第13条		
91	樹木等管理協定の締結の認可	都市の低炭素化の促進に関する法律	第38条第4項		
92	農地利用規約の認定	農住組合法	第13条第3項		
93	優良田園住宅建設計画の認定	優良田園住宅の建設の促進に関する法律	第4条第1項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条例根拠
94	優良田園住宅建設計画の変更の認定	優良田園住宅の建設に関する法律	第4条第6項		
◎危機管理課					
95	罹災証明書の交付	災害対策基本法	第90条の2第1項		
96	船難報告書の認証	水難救護法	第10条第2項		
97	救護費用支給の申立に係る費用の決定	水難救護法	第15条第1項		
98	売却、抵当及び質入れの為の認可	水難救護法	第16条第4項		
◎住民課					
99	個人番号カードの交付	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	第17条第1項		
100	個人番号カードの再交付	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令	第28条第1項		
101	個人番号カードの有効期間内の交付	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令	第29条第1項		
102	犬の登録及び鑑札の交付	狂犬病予防法	第4条第2項		
103	犬の予防注射済票の交付	狂犬病予防法	第5条第2項		
104	犬の鑑札の再交付	狂犬病予防法施行令	第1条の2		
105	犬の予防注射済票の再交付	狂犬病予防法施行令	第3条		
106	一般廃棄物収集・運搬業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第1項		
107	一般廃棄物収集・運搬業の許可の更新	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第2項		
108	一般廃棄物処分業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第6項		
109	一般廃棄物処分業の許可の更新	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第7項		
110	一般廃棄物収集・運搬業の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の2第1項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
111	一般廃棄物処分業の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の2第1項		
112	再生利用一般廃棄物・運送業者の指定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第2条第2号		
113	再生利用一般廃棄物処分業者の指定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第2条の3第2号		
114	排水設備の設置の承認	浄化槽法	第12条の10第1項		
115	浄化槽清掃業の許可	浄化槽法	第35条		
116	事業の転換に関する計画の認定	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法	第7条第1項		
117	事業転換計画の変更の認定	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則	第5条第3項		
118	埋葬、火葬又は改葬の許可	墓地、埋葬等に関する法律	第5条第1項		
119	被保険者証の交付	国民健康保険法	第9条第2項		
120	一部負担金の減額、免除及び徴収猶予	国民健康保険法	第44条第1項		
121	療養費の支給	国民健康保険法	第54条第1項		
122	特別療養費の支給	国民健康保険法	第54条の3第1項		
123	移送費の支給	国民健康保険法	第54条の4第1項		
124	特別療養給付の支給	国民健康保険法	第55条第1項		
125	高額療養費の支給	国民健康保険法	第57条の2第1項		
126	高額介護合算療養費の支給	国民健康保険法	第57条の3第1項		
127	特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定	国民健康保険法施行令	第29条の2第7項		
128	特定疾病に係る市町村又は組合の認定	国民健康保険法施行令	第29条の2第8項		
129	被保険者証の再交付	国民健康保険法施行規則	第7条第1項		
130	高齢受給者証の交付	国民健康保険法施行規則	第7条の4第1項		
131	高齢受給者証の再交付	国民健康保険法施行規則	第7条の4第4項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
132	食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定	国民健康保険法施行規則	第26条の3第2項		
133	食事療養減額認定証の再交付	国民健康保険法施行規則	第26条の3第5項		
134	食事療養標準負担額減額の特例	国民健康保険法施行規則	第26条の5第1項		
135	生活療養減額認定証の再交付(第26条の3第5項の準用)	国民健康保険法施行規則	第26条の6の4第4項		
136	特定疾病受療証の再交付	国民健康保険法施行規則	第27条の13第8項		
137	限度額適用認定証の交付	国民健康保険法施行規則	第27条の14の2第2項		
138	限度額適用認定証の再交付(第26条の3第5項の準用)	国民健康保険法施行規則	第27条の14の2第5項		
139	特別療養証明書の交付	国民健康保険法施行規則	第28条第2項		
140	特別療養証明書の再交付	国民健康保険法施行規則	第28条第6項		
◎福祉健康課					
141	移動等円滑化経路協定の認可	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第41条第3項		
142	移動等円滑化経路協定の変更認可	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第44条第1項		
143	移動等円滑化経路協定の廃止認可	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第48条第1項		
144	一の所有者による移動等円滑化経路協定の認可	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第50条第1項		
145	移動等円滑化施設協定の認可(第41条第3項の準用)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第51条の2第3項		
146	移動等円滑化施設協定の変更認可(第44条第1項の準用)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第51条の2第3項		
147	移動等円滑化施設協定の廃止認可(第48条第1項の準用)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第51条の2第3項		
148	一の所有者による移動等円滑化施設協定の認可(第50条の準用)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第51条の2第3項		
149	障害年金等の給付	予防接種法	第15条第1項		
150	進学準備給付金の支給	生活保護法	第55条の5第1項		
151	障害児通所給付費の支給	児童福祉法	第21条の5の3第1項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
152	特例障害児通所給付費の支給	児童福祉法	第21条の5の4第1項		
153	通所給付決定の変更承認	児童福祉法	第21条の5の8第1項		
154	高額障害児通所給付費の支給	児童福祉法	第21条の5の12第1項		
155	放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給	児童福祉法	第21条の5の13第1項		
156	肢体不自由児通所医療費の支給	児童福祉法	第21条の5の29第1項		
157	障害児相談支援給付費の支給	児童福祉法	第24条の26第1項		
158	特例障害児相談支援給付費の支給	児童福祉法	第24条の27第1項		
159	指定障害児相談支援事業者の指定	児童福祉法	第24条の28第1項		
160	指定障害児相談支援事業者の指定の更新	児童福祉法	第24条の29第1項		
161	家庭的保育事業等の認可	児童福祉法	第34条の15第2項		
162	家庭的保育事業等の廃止又は休止の承認	児童福祉法	第34条の15第7項		
163	公私連携保育法人の指定	児童福祉法	第56条の8第1項		
164	通所受給者証の再交付	児童福祉法施行規則	第18条の6第9項		
165	児童手当の受給資格、額の認定	児童手当法	第7条第1項及び第2項		
166	児童手当の増額改定	児童手当法	第9条第1項		
167	未熟児に対する養育医療の給付の決定	母子保健法	第20条第1項		
168	被保険者証の交付	介護保険法	第12条第3項		
169	要介護認定	介護保険法	第27条第1項		
170	要介護認定の更新	介護保険法	第28条第2項		
171	要介護状態区分の変更の認定	介護保険法	第29条第1項		
172	要支援認定	介護保険法	第32条第1項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
173	要支援認定の更新	介護保険法	第33条第2項		
174	要支援状態区分の変更の認定	介護保険法	第33条の2第1項		
175	介護保険サービスの種類の指定変更	介護保険法	第37条第2項		
176	居宅介護サービス費の支給	介護保険法	第41条第1項		
177	特例居宅介護サービス費の支給	介護保険法	第42条第1項		
178	地域密着型介護サービス費の支給	介護保険法	第42条の2第1項		
179	特例地域密着型介護サービス費の支給	介護保険法	第42条の3第1項		
180	居宅介護福祉用具購入費の支給	介護保険法	第44条第1項		
181	居宅介護住宅改修費の支給	介護保険法	第45条第1項		
182	居宅介護サービス計画費の支給	介護保険法	第46条第1項		
183	特例居宅介護サービス計画費の支給	介護保険法	第47条第1項		
184	施設介護サービス費の支給	介護保険法	第48条第1項		
185	特例施設介護サービス費の支給	介護保険法	第49条第1項		
186	居宅介護サービス費等の額の特例	介護保険法	第50条		
187	高額介護サービス費の支給	介護保険法	第51条第1項		
188	高額医療合算介護サービス費の支給	介護保険法	第51条の2第1項		
189	特定入所者介護サービス費の支給	介護保険法	第51条の3第1項		
190	特例特定入所者介護サービス費の支給	介護保険法	第51条の4第1項		
191	介護予防サービス費の支給	介護保険法	第53条第1項		
192	特例介護予防サービス費の支給	介護保険法	第54条第1項		
193	地域密着型介護予防サービス費の支給	介護保険法	第54条の2第1項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
194	特例地域密着型介護予防サービス費の支給	介護保険法	第54条の3第1項		
195	介護予防福祉用具購入費の支給	介護保険法	第56条第1項		
196	介護予防住宅改修費の支給	介護保険法	第57条第1項		
197	介護予防サービス計画費の支給	介護保険法	第58条第1項		
198	特例介護予防サービス計画費の支給	介護保険法	第59条第1項		
199	介護予防サービス費等の額の特例	介護保険法	第60条		
200	高額介護予防サービス費の支給	介護保険法	第61条第1項		
201	高額医療合算介護予防サービス費の支給	介護保険法	第61条の2第1項		
202	特定入所者介護予防サービス費の支給	介護保険法	第61条の3第1項		
203	特例特定入所者介護予防サービス費の支給	介護保険法	第61条の4第1項		
204	指定地域密着型サービス事業者の指定	介護保険法	第78条の2第1項		
205	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用)	介護保険法	第78条の12		
206	複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の公募指定	介護保険法	第78条の13第1項		
207	指定居宅介護支援事業者の指定	介護保険法	第79条		
208	指定居宅介護支援事業者の指定の更新	介護保険法	第79条の2第1項		
209	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	介護保険法	第115条の12第1項		
210	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用)	介護保険法	第115条の21		
211	指定介護予防支援事業者の指定	介護保険法	第115条の22第1項		
212	指定介護予防支援事業者の指定の更新(第70条の2の準用)	介護保険法	第115条の31		
213	指定事業者の指定	介護保険法	第115条の45の5		
214	指定事業者の指定の更新	介護保険法	第115条の45の6第1項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条例根拠
215	被保険者証の再交付	介護保険法施行規則	第27条第1項		
216	特定入所者の負担限度額の認定	介護保険法施行規則	第83条の6第1項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。)		
217	負担限度額認定証の再交付	介護保険法施行規則	第83条の6第7項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。)		
218	負担限度額及び特定負担限度額の差額の支給	介護保険法施行規則	第83条の8第1項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。)		
219	受給資格及び手当額の認定(住所変更後の認定を含む。)	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	第6条		
220	子ども手当の増額の改定	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	第8条第1項		
221	教育・保育給付認定	子ども・子育て支援法	第20条第1項及び第3項		
222	教育・保育給付認定の変更	子ども・子育て支援法	第23条第1項		
223	施設等利用給付認定	子ども・子育て支援法	第30条の5第1項		
224	施設等利用給付認定の変更	子ども・子育て支援法	第30条の8第1項		
225	特定教育・保育施設の確認	子ども・子育て支援法	第31条第1項		
226	特定教育・保育施設の確認の変更	子ども・子育て支援法	第32条第1項		
227	特定地域型保育事業者の確認	子ども・子育て支援法	第43条第1項		
228	特定地域型保育事業者の確認の変更	子ども・子育て支援法	第44条		
229	特定子ども・子育て支援施設等の確認	子ども・子育て支援法	第58条の2		
230	支給認定証の再交付	子ども・子育て支援法施行規則	第16条第1項		
231	介護給付費等の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第19条第1項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
232	支給決定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第24条第1項		
233	介護給付費又は訓練等給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第29条第1項		
234	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第30条第1項		
235	介護給付費等の負担額の特例認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第31条		
236	特定障害者特別給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第34条第1項		
237	特例特定障害者特別給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第35条第1項		
238	地域相談支援給付費等の相談支援給付決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の5第1項		
239	地域相談支援給付決定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の9第1項		
240	地域相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の14第1項		
241	特例地域相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の15第1項		
242	計画相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の17第1項		
243	特例計画相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の18第1項		
244	指定特定相談支援事業者の指定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の20第1項		
245	指定特定相談支援事業者の指定の更新	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の21第1項		
246	自立支援医療費の支給認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第52条第1項		
247	支給認定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第56条第1項		
248	自立支援医療費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第58条第1項		
249	療養介護医療費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第70条第1項		
250	基準該当療養介護医療費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第71条第1項		
251	補装具費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第76条第1項		
252	高額障害福祉サービス等給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第76条の2第1項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
253	受給者証の再交付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令	第16条		
254	地域相談支援受給者証の再交付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令	第26条の8		
255	医療受給者証の再交付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令	第33条第1項		
◎産業課					
256	先端設備等導入計画の認定	生産性向上特別措置法	第40条第1項		
257	先端設備等導入計画の変更の認定	生産性向上特別措置法	第41条第1項		
258	農業経営の改善及び安定のための計画の認定	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の 促進に関する法律	第5条		
259	農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の 促進に関する法律	第7条		
260	農地等の権利移動の許可	農地法	第3条第1項		
261	農地の転用の許可	農地法	第4条第1項		
262	農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の 許可	農地法	第5条第1項		
263	特定農地貸付けに関する承認	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律	第3条第3項		
264	特定農地貸付けの変更の承認(第3条第3項の準 用)	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令	第4条第1項		
265	市民農園の開設の認定	市民農園整備促進法	第7条第1項		
266	市民農園整備運営計画の変更の認定	市民農園整備促進法	第7条第5項		
267	農用地に係る土地改良事業の参加資格の承認	土地改良法	第3条第1項第2号		
268	農用地に係る土地改良事業の参加資格交替の承 認	土地改良法	第3条第2項		
269	農用地の一時貸付に係る事業参加資格の認定	土地改良法	第3条第3項		
270	農地中間管理機構の借受農用地に係る事業参加 資格の認定	土地改良法	第3条第4項		
271	農用地区域内における開発行為の許可	農業振興地域の整備に関する法律	第15条の2第1項		
272	施設の配置に関する協定の認可	農業振興地域の整備に関する法律	第18条の2第1項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
273	施設の維持運営に関する協定の認定	農業振興地域の整備に関する法律	第18条の12第1項		
274	農用地の保全等に関する協定の認定	集落地域整備法	第8条第1項		
275	農業経営改善計画の認定	農業経営基盤強化促進法	第12条第1項		
276	農業経営改善計画の変更の認定	農業経営基盤強化促進法	第13条第1項		
277	青年等就農計画の認定	農業経営基盤強化促進法	第14条の4第1項		
278	青年等就農計画の変更の認定	農業経営基盤強化促進法	第14条の5第1項		
279	農用地利用規程の認定	農業経営基盤強化促進法	第23条第1項		
280	農用地利用規程の変更の認定	農業経営基盤強化促進法	第24条第1項		
281	特定農用地利用規程の有効期間の延長の承認	農業経営基盤強化促進法施行令	第10条ただし書		
282	事業計画の認定	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	第7条第5項		
283	事業計画の変更認定	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	第8条第1項		
284	事業計画の認定	都市農地の貸借の円滑化に関する法律	第4条第1項		
285	事業計画の変更の認定	都市農地の貸借の円滑化に関する法律	第6条第1項		
286	経営改善計画の認定	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	第2条の5		
287	土地への立入等の許可	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	第25条第2項		
288	特用林の指定	森林法	第10条の8第1項第7号		
289	自家用林の指定	森林法	第10条の8第1項第8号		
290	施業実施協定の認可	森林法	第10条の11第1項		
291	施業実施協定の変更の認可	森林法	第10条の11の5第1項		
292	施業実施協定の廃止の認可	森林法	第10条の11の7第1項		
293	共有林の一部の森林所有者が不確知である旨等の公告	森林法	第10条の12の3		

木曾岬町 法適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
294	森林経営計画の認定	森林法	第11条第5項		
295	森林経営計画の変更認定	森林法	第12条第2項		
296	火入れの許可	森林法	第21条第1項		
297	森林施業に関する測量又は実地調査のための他人の土地への立入又は立木竹伐採の許可	森林法	第49条第1項		
298	森林病害虫等の駆除・予防のための他人の土地への立入の許可	森林法	第49条第6項		
299	特定漁港漁場整備事業の施行のため他人の土地等への立入り又は使用の許可	漁港漁場整備法	第24条第1項		
300	漁港施設処分の許可	漁港漁場整備法	第37条第1項		
301	特定漁港施設運営の事業を実施するために必要な資力及び信用の認定	漁港漁場整備法	第37条の2第1項		
302	漁港施設の利用(変更含む。)許可	漁港漁場整備法	第38条		
303	漁港の区域内の水域又は公共空地における工作物の建設等の許可	漁港漁場整備法	第39条第1項		
304	設備整備計画の認定	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	第7条第3項		
305	設備整備計画の変更	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	第8条第1項		
306	土地改良事業の認可(農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。)	土地改良法	第95条第1項		○
307	土地改良事業の変更等の認可(農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。)	土地改良法	第95条の2第1項		○
308	換地計画の認可(農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。)	土地改良法	第96条において準用する第52条第1項		○
309	換地計画の変更の認可(農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。)	土地改良法	第96条において準用する第53条の4第1項		○

木曾岬町 法適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条例根拠
310	農業用排水施設等の管理規程の認可及び変更等の認可(農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。)	土地改良法	第96条において準用する第57条の2第1項及び第3項		○
311	土地の形質の変更等の許可(農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。)	土地改良法	第122条第2項ただし書		○
312	鳥獣の捕獲(かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いて、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラバト(ドバト)、ムクドリ、ヒヨドリ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、イタチ、アナグマ、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、シカ、ニホンザル、アライグマ又はハクビシンを鳥獣の保護又は管理の目的(被害の防止の目的に限る。)で捕獲しようとする場合に限る。)のための許可及び許可証の交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第9条第1項及び第7項		○
313	従事者証の交付(鳥獣の捕獲(かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いて、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラバト(ドバト)、ムクドリ、ヒヨドリ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、イタチ、アナグマ、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、シカ、ニホンザル、アライグマ又はハクビシンを鳥獣の保護又は管理の目的(被害の防止の目的に限る。)で捕獲しようとする場合に限る。)のための許可に係るものに限る。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第9条第8項		○
314	許可証又は従事者証の再交付(鳥獣の捕獲(かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いて、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラバト(ドバト)、ムクドリ、ヒヨドリ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、イタチ、アナグマ、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、シカ、ニホンザル、アライグマ又はハクビシンを鳥獣の保護又は管理の目的(被害の防止の目的に限る。)で捕獲しようとする場合に限る。)のための許可に係るものに限る。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第9条第9項		○
315	指定猟法禁止区域内における指定猟法の許可	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第15条第4項ただし書		○
316	許可証の再交付(指定猟法禁止区域内における指定猟法の許可に係るものに限る。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第15条第7項		○

木曾岬町 法適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条例根拠
317	捕獲した鳥獣の飼養の登録及び登録票の交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第19条第1項及び第3項		○
318	登録票の有効期間の更新(飼養の登録に係るものに限る。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第19条第5項		○
319	登録票の再交付(飼養の登録に係るものに限る。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第19条第6項		○
320	登録票の再交付(飼養の登録に係るものに限る。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第21条第2項		○
321	販売禁止鳥獣等の販売の許可及び販売許可証の交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第24条第1項及び第5項		○
322	販売許可証の再交付(販売禁止鳥獣等の販売の許可に係るものに限る。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第24条第6項		○
◎建設課					
323	測量標の移転の請求(公共測量)	測量法	第39条において準用する第24条第1項		
324	測量標の使用の承認(公共測量)	測量法	第39条において準用する第26条		
325	測量成果の複製の承認(公共測量)	測量法	第43条		
326	測量成果の使用の承認(公共測量)	測量法	第44条第1項		
327	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可	都市公園法	第5条第2項		
328	設置等予定者の選定	都市公園法	第5条の4第3項		
329	公募設置等計画の認定	都市公園法	第5条の5第1項		
330	公募設置等計画の変更の認定	都市公園法	第5条の6第1項		
331	地位の承継の承認	都市公園法	第5条の8		
332	都市公園の占用許可	都市公園法	第6条第1項		
333	都市公園の占用許可の変更	都市公園法	第6条第3項		
334	公園予定地における公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可(第5条の準用)	都市公園法	第33条第4項		
335	公園予定地の占用許可・変更の許可(第6条の準用)	都市公園法	第33条第4項		
336	道路管理者以外の者が行う工事の承認	道路法	第24条		

木曾岬町 法適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
337	道路の占用の許可	道路法	第32条第1項		
338	道路の占用の変更の許可	道路法	第32条第3項		
339	入札占用計画の認定	道路法	第39条の5第1項		
340	入札占用計画の変更の認定	道路法	第39条の6第1項		
341	占用入札を行つた場合における道路の占用の許可	道路法	第39条の7第1項		
342	限度超過車両の通行許可	道路法	第47条の2第1項		
343	歩行者利便増進計画の認定	道路法	第48条の26第1項		
344	歩行者利便増進計画の変更の認定	道路法	第48条の27第1項		
345	公募を行つた場合における道路の占用の許可	道路法	第48条の28第1項		
346	地位の承継の承認	道路法	第48条の29		
347	車両の停留の許可	道路法	第48条の32第1項		
348	車両の停留の変更の許可	道路法	第48条の32第3項		
349	自動車専用道路との連結の許可	道路法	第48条の5第1項		
350	自動車専用道路との連結の変更許可	道路法	第48条の5第3項		
351	道路協力団体の指定	道路法	第48条の46第1項		
352	区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可	道路法	第91条第1項		
353	道路予定区域における占用許可、占用の変更許可(第32条第1項及び第3項の準用)	道路法	第91条第2項		
354	特殊車両の通行認定	車両制限令	第12条		
355	沿道整備推進機構の指定	幹線道路の沿道の整備に関する法律	第13条の2第1項		
356	公共下水道等の排水施設からの下水の取水等及び変更の許可	都市の低炭素化の促進に関する法律	第47条第1項及び第3項		
357	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認	河川法	第100条において準用する第20条		

木曾岬町 法適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
358	流水占用の許可	河川法	第100条において準用する第23条		
359	流水の占用の登録	河川法	第100条において準用する第23条の2		
360	土地占用の許可	河川法	第100条において準用する第24条		
361	土石等の採取の許可	河川法	第100条において準用する第25条		
362	工作物の新築等の許可	河川法	第100条において準用する第26条第1項		
363	土地の掘削等の許可	河川法	第100条において準用する第27条第1項		
364	竹木の流送の許可等	河川法	第100条において準用する第28条		
365	河川管理上支障のある行為の許可等	河川法	第100条において準用する第29条第1項		
366	河川管理上支障のある行為の許可等(2級河川)	河川法	第100条において準用する第29条第2項		
367	許可工作物の完成検査	河川法	第100条において準用する第30条第1項		
368	許可工作物の完成前の使用の承認	河川法	第100条において準用する第30条第2項		
369	権利譲渡の承認	河川法	第100条において準用する第34条第1項		
370	損失補償前の流水の貯留又は取水の決定	河川法	第100条において準用する第43条第1項		
371	ダム操作規程の承認	河川法	第100条において準用する第47条第1項		
372	渇水時における水利使用の特例の承認	河川法	第100条において準用する第53条の2第1項		
373	河川保全区域内の行為の許可	河川法	第100条において準用する第55条第1項		
374	河川予定地内の行為の許可	河川法	第100条において準用する第57条第1項		
375	河川保全立体区域における行為の許可	河川法	第100条において準用する第58条の4第1項		
376	河川予定立体区域における行為の許可	河川法	第100条において準用する第58条の6第1項		
377	河川協力団体の指定	河川法	第100条において準用する第58条の8第1項		
378	海岸保全区域の占用の許可	海岸法	第7条第1項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
379	海岸保全区域内の行為の許可	海岸法	第8条第1項		
380	海岸管理者以外の者が施行する工事の承認	海岸法	第13条第1項		
381	操作規程の承認及び変更承認	海岸法	第14条の3第1項及び 第5項		
382	海岸協力団体の指定	海岸法	第23条の3第1項		
383	特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の補助	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	第12条		
384	家賃の減額に要する費用の補助	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	第15条		
385	障害物の伐除の許可	住宅地区改良法	第21条第1項及び第3 項		
386	宅地造成工事規制区域の指定に係る測量又は調査のための障害物の伐除の許可	宅地造成等規制法	第5条第1項		
387	造成宅地防災区域の指定に係る測量又は調査のための障害物の伐除の許可(第5条第1項の準用)	宅地造成等規制法	第20条第3項		
388	測量標識移転の承認	新住宅市街地開発法	第34条の2第2項		
389	現施行中事業地内での事業実施の同意	新住宅市街地開発法	第36条第1項		
390	土地の試掘等の許可	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第64条第1項及び第3 項		
391	排水設備設置義務の免除に係る許可	下水道法	第10条第1項ただし書		
392	公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認	下水道法	第16条		
393	公共下水道の排水施設への物件設置の許可	下水道法	第24条第1項		
394	流域下水道管理者以外の者の工事・維持の承認	下水道法	第25条の18第1項		
395	雨水流域下水道管理者以外の者の工事・維持の承認	下水道法	第25条の18第2項		
396	都市下水路への物件設置の許可	下水道法	第29条第1項		
397	都市下水路管理者以外の者の工事・維持の承認	下水道法	第31条		

◎教育委員会事務局 教育課

木曾岬町 法適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
398	歴史的風致維持向上支援法人の指定	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	第34条第1項		
399	小学校、中学校等への就学義務の猶予又は免除	学校教育法	第18条		
400	小学校又は中学校の変更	学校教育法施行令	第8条		
401	区域外就学等	学校教育法施行令	第9条		
402	公私連携法人の指定	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第34条第1項		
403	学校施設利用の許可	社会教育法	第45条第1項		
404	文化財保存活用支援団体の指定	文化財保護法	第192条の2第1項		